

川岸町会規約

第1条 (名称及び事務所)

本会は川岸町会と称し、事務所は川岸会館に置く。

第2条 (会員)

本会は川岸地区内に居住する者及び同地区内に事業所等を有する者を以って組織する。

第3条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図ると共に地区内生活環境の改善と会員生活の向上を図ることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成する為に次の各専門部を置いて事業運営を行う。

- 1、総務部 庶務、社会福祉、広報活動、その他各部に属せざる事項
- 2、文化部 社会教育、文化活動に関する事項
- 3、衛生部 環境衛生、保健衛生に関する事項
- 4、施設担当 会館の維持管理事項、防火設備、防犯灯その他設備に関する事項
- 5、防災部 防災訓練及び防災知識の普及に関する事項
- 6、体育部 健康管理と体力づくりに関する事項

第5条 (役員)

本会に次の役員を置く。

- 1、会 長 1名 副会長 若干名
各専門部長 各1名 副部長 若干名 部 員 若干名
書 記 1名 会 計 若干名 会計監査 2名
班 長 各班1名 各種団体正副会長
- 2、役員の内任期は2ヶ年とする。(但し、班長の任期は1ヶ年とし各々再任を妨げない。)
- 3、補欠役員の内任期は前任者の残存期間とする。

第6条 (役員の内務)

会長は本会を代表し、会務を統轄する。

- 1、 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 2、 各専門部長、同副部長及び同部員は各部の業務を担当する。
- 3、 書記は本会の記録、通知の事務を行う。
- 4、 会計は本会の会計事務一切を担当する。
- 5、 会計監査は本会の会計事務の監査を担当する。
- 6、 班長は各班の業務を担当する。
- 7、 各種団体会長は、業務協力要請ある時は各会員(各団体)に呼び掛けそれにあたる。

第7条 (役員の内選出)

- 1、会長、会計監査は選考委員会で会員より選出し、総会で承認する。
- 2、副会長、各専門部部長、同副部長、会計、書記、部員は会長(予定者)が会員より選出する。
- 3、班長は各班会員の互選により選出する。

第8条 (会議)

本会の会議は、総会、代表役員会、役員会、班長会及び部会とする。

- 1、定期総会は毎年5月末日までに会長が招集し、役員の変更、事業計画、事業報告、予算、決算その他必要事項について審議決定を行う。
臨時総会は代表役員会で必要と認められた時、会長が招集する。
- 2、代表役員会は随時会長が招集し、正副会長、各専門部正副部長、書記、会計及び各種団体会長を以って構成し、各種事業を計画立案すると共に会の運営を審議する。
- 3、役員会は随時会長が招集し、正副会長、各専門部全員、書記、会計、各種団体正副会長を以って構成し、必要事項について審議する。
- 4、班長会は随時会長が招集し、正副会長、各専門部正副会長、書記、会計、各種団体代表1名及び班長を以って構成し、諸報告事項及び協議事項について審議する。
- 5、各専門部会は各部長が招集し、各部の事業について審議する。

第9条 (会計)

本会の経費は会費及びその他の収入を以ってこれに充てる。

- 1、月額1世帯につき金250円とする(但し特別会費については別に定める。)
- 2、本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 3、会計は年度終了後速やかに前年度収支決算書を作成し、会計監査の監査を経て総会に提出する。

第10条 (補則)

- 1、本会の規約は総会の決議によって改廃する。
- 2、本規約の施行上必要ある場合は代表役員会の決議により別に内規を定め、又は改定することが出来る。
- 3、選考委員会の構成は別に内規を定める。
- 4、本会に顧問及び相談役を代表者会議で置く事が出来る。

(附則) 本規約は昭和54年4月14日より施行する

昭和56年4月1日	一部改正
昭和58年4月1日	一部改正
昭和63年4月1日	一部改正
平成14年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成17年4月1日	一部改正
平成18年4月22日	一部改正
平成23年4月30日	一部改正
平成24年4月28日	一部改正

川岸町会規約内規

- 1、会員の弔事に際しては、弔慰金¥5,000円を贈り弔意を表す。
- 2、選考委員会は顧問、副会長、各専門部正副部長、書記、会計、各種団体代表1名及び班長代表(1丁目1名、2丁目1名、3丁目1名)を以って構成する。
選考委員会司会進行係は総務部長が担当する。
- 3、町会費は原則として6ヶ月分を前納する。
- 4、災害見舞いについては代表役員会で協議する。
- 5、現役役員の弔事に際しては、別途生花又は花輪を贈り弔意を表す。